

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.9

上り坂でのブレーキの効きに怯える世界経済 他

=====

<<index>>

- [1. 上り坂でのブレーキの効きに怯える世界経済\(大山\)](#)
 2. 銀行規制の緩和とノンバンク規制の強化?(岩井)
 - [3. 米国ハイイールド債利回りの上昇は、株式市場に対する警戒サインなのか?\(祖父江\)](#)
 - [4. 欧州における右傾化の進展\(茂木\)](#)
 - [5. セミナー最新情報\(2015年12月時点\)](#)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

銀行規制の緩和とノンバンク規制の強化?(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

金融危機以降の規制改革を振り返ると、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)によるバーゼルⅢを始めとする銀行規制強化の動きと、金融安定理事会(FSB)や証券監督者国際機構(IOSCO)等による銀行以外への規制監督強化という二つの流れがありました。後者には、ノンバンクへのシステム上重要な金融機関(SIFI)認定や店頭デリバティブ規制等が含まれます。ところが、足許の規制改革や当局者の発言を踏まえると、銀行規制強化は峠を越え、場合によっては“緩和”の動きが出てきそうであるのに対して、ノンバンクへの規制、とりわけ、市場規制は引き続き強化に向けた取組みが進みそうな雰囲気を感じ取れます。

まず銀行規制“緩和”の動きを確認してみましょう。既に金融庁の幹部から「成長のための金融」を促進する必要性が指摘されていたわけですが、ここにきてFSBの議長役を務める英国中央銀行のカーニー総裁からも「バーゼルⅣは必要ない」という発言が聞かれています。更に、先月号で紹介した総損失吸収能力(TLAC)の最終文書の内容が市中協議文書に比べてやや“緩和”されただけでなく、BCBSが2015年12月10日に公表した信用リスクの標準的手法の第二次市中協議文書も昨年に出された市中協議文書に比べて、大幅に“緩和”されました。具体的には、事業法人や金融機関向けのエクスポージャーに関して外部格付けの利用が認められたほか、株式エクスポージャー等のリスクウエイトが引下げられています。こ

のような動きの背景には、銀行資本の水準自体をこれ以上引き上げる必要はないという当局者の判断があるように伺えます。言い換えますと、リスクウエイト資本フレームワークの残された課題は、資本の水準それ自体というよりも、銀行間の比較可能性の確保に移ってきたものと思われます。

こうした“緩和”的な動きと対照的なのが、足許の市場規制強化の動きです。まず、FSB が証券金融取引(レポ取引を含む各種の短期金融取引)の最低ヘアカット要件に係る最終文書を公表し、ノンバンク同士の証券金融取引についても最低ヘアカットを適用することを決定しました。また、証券金融取引のグローバルなデータ収集体制に係る最終文書も公表されました。勿論、証券金融取引の持つシステムリスクに対処することは、この数年来の課題でしたので、今般の FSB の動きは目新しいものではありません。これに対して、米国では、新たな市場規制強化の動きが確認できます。具体的には、米国証券取引委員会(SEC)によるダークプールを含む代替取引システムの透明性向上や監督強化を目指した規則案と米国商品先物取引委員会(CFTC)によるアルゴリズム取引の規制強化案です。後者には自己売買トレーダーへの新しい登録要件も含まれており、かなり踏み込んだ内容になったといえるでしょう。これらの規則案の目的は、この数年米国で頻発してきた取引障害を抑制することや市場取引における利益相反を引下げることにあるといえます。言い換えれば、アルゴリズム取引やダークプール等の新たな金融イノベーションがもたらすリスクに対処するものです。こうした市場型金融イノベーションへの対処は米国に限らず、グローバルな課題になってくる可能性もあるでしょう。というのも、FSB のカーニー議長が 2015 年 11 月の G20 首脳宛ての書簡のなかで、G20 が警戒すべき新たなリスクとして「市場型金融の重要性が上昇することに伴う脆弱性」を指摘しています。また、改革が遅れている分野として店頭デリバティブ改革が挙げられています。

このようにみると、今後の金融規制改革の重点は銀行資本の水準強化から銀行以外のセクターや取引に移っていくように伺えます。ここで注意すべきは、こうしたノンバンク分野における規制強化は金融市場だけでなく、様々な経路を通じて銀行セクターにも影響を及ぼす点でしょう。従って、危機後の規制改革が銀行セクターに与える影響を見極めるには、ノンバンク分野の改革にも注視しておく必要があるでしょう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。